

総務企業委員会会議録

1. 日 時 平成24年6月20日(水曜日)
午後4時32分～午後4時55分
2. 場 所 委員会室
3. 出席委員 河本芳久 委員長 山中佳子 副委員長
竹岡昌治 委員 秋山哲朗 委員(議長)
村上健二 委員 西岡 晃 委員
三好睦子 委員 高木法生 委員
馬屋原 眞一 委員 坪井康男 委員
4. 欠席委員 なし
5. 出席した事務局職員
岩崎敏行 議会事務局補佐 岡崎基代 議会事務局主査
6. 説明のため出席した者の職氏名
村田弘司 市長 林 繁美 副市長
波佐間 敏 総務部長 倉重郁二 総務部次長
奥田源良 総務部次長 小田正幸 総務部税務課長
藤井勝巳 美東総合支所長 堀 洋数 秋芳総合支所長
田辺 剛 総合政策部長 篠田洋司 総合政策部次長
末岡竜夫 総合政策部地域情報課長 久保 毅 上下水道事業局長
金子 彰 病院事業局管理部長 古屋勝美 会計管理者
西山宏史 監査委員事務局長

午後4時32分開会

委員長（河本芳久君） それでは、只今から本委員会を開催いたします。昨日、総務企業委員会が付託案件を審議する前に、議員のほうから議員の兼職兼業に関わる事項に関わる審議をという要望がございましたので、この議案を取り上げ、そして本委員会で審議をいたしましたけれども、この議案については、全議員に関わりがあるということで、本日全員協議会をもって只今審議してまいりました。そして、議員の政治倫理に関する条例の第3条の2項において、何らか異議を申し立てられた時に、きちっと議員がそれを説明する場がないんじゃないかと。そういった場をどこで、どのようにして設けるか。こういったことも論議してまいりました。

そこで、一応こういった政治倫理に関する条例の件、また兼職兼業に関わる件を全員協議会で一応審議してまいりましたが、引き続いてここで、この議案を最初に取り上げておりますので、何かこれについてご意見がございましたらそれを伺って、そして本題の付託案件2件を審議したいと思います。それでよろしゅうございますか。

審議に先だって意見がありましたら。はい、どうぞ、竹岡委員。

委員（竹岡昌治君） きのうの総務企業委員会開会冒頭から、私のいわゆる兼業禁止ということで、県の選管に当選の無効のことで、市の選管が棄却されたということに対して、まあ坪井委員さんときょう一日意見の交換をやりました。いろいろお互いに食い違うところもある。これはしょうがないです。お互いの考え方ですから。ですが、きのうから続いて、きょうの4時過ぎまで全員協議会でいろいろと話し合っただけでしたが、何も言わんですぐ議案審議ということになると、一体その間何をしちよったんかということでしょうから、私のほうから、かいつまんで申し上げますが、いろいろ92条の2いわゆる、その前にきのう最後に私が申し上げたのは、倫理条例の3条の2で疑念を持たれた議員は、誠意を持ってその釈明と言いますか、明らかにしなくちゃあいけなという条項がございます。それに基づいてどこでやったらいいかがわかりませんので、私は総務企業委員会に所属してる議員ですから、きのうの場でさせていただきました。

しかしながら、私が市にお示した、いわゆる法人概況書は、私が作ったものであるんで客観性がないと。きのうのテレビ報道では、きのうじゃないおとつい、すいません。報道では、決算書に誤りがると。こういうコメントも入っていたわけで

ありますが、いずれにしても私がいくら釈明してもだめだから、信用がないとおっしゃるならば、これはどうしようもない。従って、私は業務量の話かなと思ってたんです。

この別室でいろいろ議論して、議長が何で竹岡だけなのという質問もありました。そうした中で、いや竹岡は、配食をやってて非常にわかりやすいから。議長は、議長の名前を使って悪いんですが、私どもも公共事業をやってますよという話の中で、いやあんた、公共事業をいちいちその計算できりゃあせんから、竹岡のはわかりやすいと。

さらにもう一つ言われたのは、配食サービスについて、今、市と原告として坪井さんは、今争っておられます。そのことを話されて縷々説明されました、裁判のことを。従って竹岡にやっちゃたんだというような、私はそういう認識を受けました。きのうもいじめなら仕方がないがと言ったんですが、きょうの発言からして、ああやはり私だけ特定にやろうというお考えだなあというのは、よくわかりました。大和さん安心して下さいと、こういう話なんですね。

そんな中で、岡山議員おっちゃあないね。岡山議員さんが業務量じゃあなくて、支配権の問題、いわゆるきのう申し上げましたけど、92条の2の中には公共事業ということが頭にひとつあるわけですが、これはきのう申し上げましたように、民法上いろんな契約、委託契約も含まれておりますという話もしました。そうしたものの市との取引が含まれている。

それから二つ目は、いわゆる実例判例からすれば、業務量が50%、ただし業務量って書いて括弧して金額って書いてあるわけですから、業務量を金額換算をすると、金額の。ということだろうと思うんですね。そうしますとそこの会社の事業量の2分の1を越すとれば、これ抵触するよと、こういうことなんですね。

三つ目が、取締役、代取であろうと、一般の取締役であろうと、それこそ役員をはずれておろうと関係なく、監査委員であろうとか、関係なく支配力があるのかわいのか。そうすると、この美祿市において、上場の会社というのはあるわけではないのですから、ほとんどがオーナー社長なんですね。オーナーが一線を引いて、例えば、親や子供、あるいはその違う人に経営を任したとしても、オーナー社長は支配権を持ってるんです。岡山さんの質問に対して、坪井さんは、支配権の問題で公職選挙法104条でやったんだと、こうおっしゃったんです。

そうしますと、今までは業務量ということですから、少なくとも2分の1を越したらまずいなあという話は、我々旧美祢市時代から議論を重ねてきました。ところが支配力の話になりますと、1%であろうと5%であろうと、これは業務量とは関係ない。そちらのほうだと、こうおっしゃるんで、きのう坪井さんテレビの前で縷々言われたですよ、私どもの会社の登記簿本も取って添付しましたよというんです。そうされなくても私は支配権を持っておりますから、これはしょうがない。

そうしますと、私どもが業務量が4分の1以下であろうと、わずか1%であろうと関係ないんですね、支配権になると。議員の中にたくさんおられるんですね、そういう議員が。それは調べんにゃあわからなくて、こうおっしゃったんです。それはいいんです。そういうふうな、きのうも私がいじめならいいですよと言ったんですが、まさに私だけひとりをターゲットにした、何を考えておられるかわかりませんがやられた。

さらにきのうも申し上げました。5月17日の臨時議会で確認をとったんですね、公正公平な議長選挙をしていただくためには、まずそうした92条の2に一点も曇りもない人だけしか立候補できないということでは、いかなもんだらうかということで臨時議長をお願いをしまして、最後にお諮りをしていただいたのが、現時点ではそれを抵触した議員がないという全員の確認の上で議長選挙を進められたと。

にもかかわらず、おとついですか、県のほうにまた出されたというのは、これは私が言うたんですね、議会で決めたことを他のチャンネル、あるいは他の機関に持って行って異議申し立てをやるというのはいかなもんじゃないかということで問題提起いたしました。

しかしながら、長い時間かけまして、先程、4時近くですか、再確認をされました議長が。現時点で92の2に抵触している議員がないということでよろしゅうございますかと、こういう問いかけで、全員異議なしということでしたんで、私もこの辺で、銚をおさめるべき時じゃあなかろうかと、こう思っています。

それにつきまして長時間、私の発言のために、常任委員会が2日間もかかったということに対しては、委員長並びに所属の議員の皆さん方、それから執行部の皆さん方に心からお詫びを申し上げますが、私の名誉が回復できたということで、お礼を申し上げて終わりたいと思います。以上です。

委員長（河本芳久君） それじゃあ、一応、この議員の92の2に該当する問題でいろいろ意見を交わしましたが、この件については、これでおきたいと思います。

いわゆる付託案件をこれから審議させていただきたいと思います。それでよろしゅうございますか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

委員長（河本芳久君） それじゃあ、これに入っていきたいと思います。それでは、議案第4号美祢市地域交流ステーションの設置及び管理に関する条例の制定を議題といたします。執行部より説明をお願いします。末岡課長。

総合政策部地域情報課長（末岡竜夫君） 議案第4号は、美祢市地域交流ステーションの設置及び管理に関する条例の制定についてでございます。

本年度、予算計上しておりますスプリング美祢推進費・駅舎地域交流ステーション事業によりまして、JR美祢線の市内に存在いたします6箇所の駅のうち、比較的用户の多い於福駅、厚保駅を西日本旅客鉄道株式会社から借り受けまして、それぞれの駅舎を改修し、地域コミュニティ活動の促進、駅利用者と地域との交流、また、駅利用者の利便性向上を図ることとしております。

これによりまして、JR美祢線の利用拡大や駅周辺の賑わいの創出など、さらなる地域振興が期待できるものと考えております。

本年度中に駅舎室内の改修やトイレの設置などを行いまして、平成25年4月から指定管理者制度による管理運営を開始する予定でございます。

つきましては、厚保駅、於福駅を対象といたしまして、地域コミュニティ活動を促進するとともに、地域とJR美祢線利用者との交流を促進することにより、JR美祢線の利用拡大を図り、もって地域振興に資することを目的といたしまして、美祢市地域交流ステーション設置及び管理に関する条例を制定するものでございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

委員長（河本芳久君） 只今の説明に対し、質疑はございませんか。はい、坪井委員。

委員（坪井康男君） 私、たまたまJRのOBの同級生、あるいは先輩の皆さんと親交がありまして、まだ美祢線が復旧する前の状態でどうやったら復旧できるのかな、復旧したらどうすればいいのかないうことを随分議論したことがあります。

その中で一番私が印象に残っているのは、JRの内部で美祢線沿線の駅のトイレ

があるのは美祿駅ともう一箇所でしたかね、それしかないという話を盛んにしてました。いわゆる駅というのは交流の入口でございます、トイレのない駅ってそんなに多いのと大変驚いたことがございます。

従いまして、この条例制定というのは、むしろ遅きに失した感があると思いますので、早急に条例を制定して、しっかりした立派なトイレ、その他の設備を造って頂きたいと、これは質問というよりもお願いというのか、意見になりましたがよろしく申し上げます。以上です。

委員長（河本芳久君） そのほか質疑やご意見、後程賛成、反対意見があればお伺いしますが、その前に質疑をまずお願いしたいとお思います。三好委員。

委員（三好睦子君） 何点かお尋ねします。借り受けておりますが、何年契約とか、家賃とか、どうなんでしょうか。

それと契約が終わった時は元通りにして返すのかどうかをお尋ねします。それと一問一答でいいでしょうか。

委員長（河本芳久君） それじゃ契約について、末岡地域情報課長。

総合政策部地域情報課長（末岡竜夫君） 三好委員のご質問にお答えいたします。まず家賃についてでございますが、只今のJR様のほうといろいろ協議を進めておりまして、口頭ではございますが、貸して頂けるということでご返答頂いております。こちらの希望といたしましては、無償貸借の契約ということをお願いをしておるところでございます。

それともう一つですが、契約が終わった後というのは当然ですが、現形復旧というのが原則ということになります。以上です。

委員長（河本芳久君） 三好委員よろしいですか。（発言する者あり）別件ですか。はい別件をどうぞ。三好委員。

委員（三好睦子君） 利用者の利便性を向上とか言われました。この中で切符を売るとか、飲み物やお弁当の販売とかも考えておられるのかということと、それから於福駅に私行ったことあるんですけど、待合室にはストーブがなくて本当に寒かったんですが、こういった待合室にストーブとかも置かれるようなお考えかということと、今の利便性についてどのように考えておられるのか、お尋ねします。

委員長（河本芳久君） 末岡地域情報課長。

総合政策部地域情報課長（末岡竜夫君） 三好委員のご質問でございますが、第一

点の販売ということですが、今のところ具体的な品目についての販売品目はまだ考えておりませんが、ゆくゆくは指定管理者のどういう活動をされるかによって、また販売ということも考えられると思います。

それともう一点のストープでございますが、待合室でのストープの設置は今のところ想定にございません。但し、改修する室内というのは誰しも中に入って使えるというような想定をしておりますので、その中にはストープを設置する予定にしております。

委員長（河本芳久君） はい、三好委員。

委員（三好睦子君） そしたら学生さんもその中で、暖をとることが出来るんですか。

委員長（河本芳久君） はい、末岡地域情報課長。

総合政策部地域情報課長（末岡竜夫君） その時に中で活動されているとか、何か行事が行われているとかいうことでなければ、そういうストープに手をかけて暖まるということも可能であろうと思います。以上です。

委員長（河本芳久君） はい、三好委員。

委員（三好睦子君） 私疑問に思って、この二つの駅を選んだ理由はとってたんなんですけど、先程比較的利用が多いと言われました。

そしてそれで厚保駅に行ってみたんです。3条の1で地域コミュニティの活動の促進とありますが、これは地域の集会とか今のようなことだと思いますけど、厚保駅の隣に坂本の集会所がありましたけど、これとの関連はどうなんでしょうか。すぐ隣です、駅の中でしたが。

委員長（河本芳久君） はい、末岡地域情報課長。

総合政策部地域情報課長（末岡竜夫君） 厚保駅のすぐ隣接してございますのは、坂本の集会所だと思います。坂本地区の集会所は、あくまで坂本地区の方がお使いになられる施設でございますので、この地域交流ステーションというのは、その地域の方のみならず、美祢線を使っておられる方というのも対象になりますので、対象とする範囲はもっともっと広い範囲ということになります。以上です。

委員長（河本芳久君） ほかの方のご質疑はございませんか。それでは質疑なしとみなしてよろしゅうございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（河本芳久君） それでは本案に対するご意見はございませんか。最初に反対意見ございましたら。反対意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（河本芳久君） それでは賛成意見の方は一つご意見を賜りたいと思います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（河本芳久君） ございませんでしたら、一応、この第4号議案に対して採決をしたいと思います。

本案について原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（河本芳久君） 全員異議なしと認めます。よって議案第4号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号美祢市税条例の一部改正についてを議題といたします。執行部より説明を求めます。はい、小田税務課長。

総務部税務課長（小田正幸君） それでは、議案第5号美祢市税条例の一部改正についてご説明申し上げます。議案5-1ページをお開き下さい。参考資料は11ページとなります。

本議案は、山口県が平成24年3月に寄附文化の醸成及び地域に密着した民間の公益活動を税制面から支援するため、山口県税賦課徴収条例を改正し、個人県民税の寄附金税額控除の対象となる寄附金の範囲を拡大したこと、市民税を県民税と併せて賦課徴収していること及び寄附金税額控除の対象となる寄附金の範囲が全国的に拡大傾向にあることから、本市におきましても県と同様に寄附金税額控除の対象となる寄附金の範囲を拡大するため、所要の改正を行うものでございます。

今回の改正で、新たに寄附金税額控除の対象となるものは、公益社団法人、公益財団法人、学校法人、社会福祉法人、更生保護法人及び認定特定非営利活動法人等に対する寄附金のうち、市内に事業所または事務所を有する法人又は団体に対するものでございます。以上で説明を終わります。

委員長（河本芳久君） それでは本案に対する質疑はございませんか。質疑なしと認めてよろしゅうございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（河本芳久君） それでは本案に対するご意見はございませんか。まず最初に反対意見ございましたら。なしとみなしてよろしゅうございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（河本芳久君） それではこれより議案第5号美祢市税条例の一部改正についてを採決いたします。反対意見ございませんでしたので、もう一度再確認しますが、ございませんですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（河本芳久君） 議案第5号について原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（河本芳久君） 全員異議なしと認めます。よって議案第5号は原案のとおり可決されました。

以上もちまして、本会議で本委員会に付託されました議案2件につきまして審を終了いたしました。

その他委員さんのほうから何かご意見ございませんですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（河本芳久君） なかったらこれで終了したいと思います。それでは本総務企業委員会を閉じます。ご苦労さんでした。

午後4時55分閉会

上会議の顛末を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

平成24年6月20日

総務企業委員長

Handwritten signature in cursive Japanese characters, reading "河内 健久" (Kawanishi Kenji).